

北関東医学会奨励賞候補者の推薦依頼

北関東医学会長

北関東医学会奨励賞、本学会の評議員から推薦をうけた「広義の医学における研究または実地活動において、価値ある業績のある」会員に対して与えられます。規定により締切日を令和6年3月29日にいたします。下記の「北関東医学会奨励賞規定」をお読みいただき、奨励賞受賞者推薦書（様式1）、推薦理由書（1600字程度）並びに受賞候補者の「業績の課題」に関する論文2篇（別刷）を添えてご推薦くださいますようお願いいたします。

なお、奨励賞受賞者推薦書の「業績」掲載予定となっている論文については受理を示す書類を添付してください。

北関東医学会奨励賞規程

（目的）

第1条 北関東医学会奨励賞（以下、奨励賞という）は、北関東医学会会則第4条に基づき広義の医学の分野における研究または実地活動において、価値ある業績を挙げている会員を表彰することにより医学と地域保健医療の振興と奨励をはかることを目的とする。

（応募資格）

第2条 奨励賞の応募資格を次のとおり定める。

- 1 会員歴3年以上
- 2 45歳以下
- 3 大学卒業後15年以内
- 4 北関東医学会会誌掲載または総会発表あり

（受賞者）

第3条 奨励賞の受賞者は毎年4名以内とする。

- 2 受賞候補者は、評議員が奨励賞受賞者推薦書（様式1）をもって北関東医学会長（以下、会長という）に推薦する。
- 3 奨励賞受賞者推薦書の提出は、毎年度2月1日から3月31日までの間に行うものとする。

（受賞者の選考）

第4条 第3条により推薦された受賞候補者について、別に定める細則にしたがって、選考を行い、受賞者を決定する。

- 2 会長は、推薦者に選考結果を通知する。
- 3 受賞者には会長からその旨を通知する。

（表彰）

第5条 表彰は当年度の北関東医学会総会において行う。

付則

この規定は平成24年1月1日から施行する。

奨励賞受賞者選考に関する細則

（この細則に定める事項）

第1条 この細則は北関東医学会奨励賞規程第4条に基づき、北関東医学会奨励賞（以下、奨励賞という）の受賞の選考について定める。

（奨励賞選考委員）

第2条 受賞者を選考するため、会長は理事会の審議を経て奨励賞選考委員（以下、選考委員という）10名以内を委嘱する。

- 2 選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、ひきつづき4期委員を続けることはできない。
- 3 選考委員を北関東医学会理事より2名以上選出する。

(奨励賞選考委員会)

第3条 選考委員10名以内をもって奨励賞選考委員会（以下、選考委員会という）を構成する。

- 2 選考委員会には選考委員の互選によって選考委員長をおく。

(受賞者の選考)

第4条 選考委員会は、会長宛推薦のあった受賞候補者の活動成果ならびに業績を、次の各号について審査し、受賞者を選考する。

- (1) 現在の成果ならびに将来発展の可能性。
- (2) 現在緒についたばかりの業績であれば、独創性と今後の成果への期待。
- (3) 保健・医療・福祉への実際的な貢献。
- (4) 北関東医学会への発表。

- 2 選考する受賞者は毎年4名以内とする。

(選考結果の報告)

第5条 選考委員長は選考の結果を奨励賞選考に関する答申書（様式3）により、当年度6月末日までに会長に答申する。

(受賞者の決定)

会長は選考委員会の答申を理事会にはかり、受賞者を決定する。

付則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

北関東医学会奨励賞選考委員会申し合わせ事項（H18.8.28）

1. 候補者年齢について

北関東医学会奨励賞規定第2条の若手の定義とは、45歳以下、且つ大学卒業後15年以内とする。

(様式 1)

奨励賞受賞者推薦書

1. 受賞対象者

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 所 属
- (4) 所属の住所
- (5) 学 歴
- (6) 職 歴
- (7) 賞 罰

2. 業 績

- (1) 業績の課題
- (2) 研究実地活動等の概要添付資料
 - ① 北関東医学会における論文業績及び学会発表
 - ② 論文業績
筆頭とその他に分けて、最新の impact factor を記載すること。
英文は全て
和文代表 5 件外は件数
 - ③ 学会発表
国際会議すべて
国内学会は代表 5 件外は件数
 - ④ その他の研究情報
科学研究費等の獲得状況
その他の外部資金の獲得状況
- (3) 特許・発明等

北関東医学会長 殿

年 月 日
推薦者・評議員
氏 名
所 属
所属住所

㊟

備 考 ・ 2. 業績(2)については別紙とし、適宜作成すること。
・ 奨励賞受賞者選考に関する細則、第 4 条の(1)~(4)の項について特記する点がある場合は別紙に記載の事。